昭和27年9月16日 火曜日 鳥 取 県 公 報

鳥取県告示第四百四十五号

鳥取県知事 匹

尾

変

治

埋立の区域

気高郡日置村大字早牛字杉の宮一〇七

番地一地先より同所字柳の前九六番地二地先に至る

間及び字カヤ

マ字舟山地先旧日置川公有水面

昭和二十七年九月十六日

公有水面埋立を次のとおり発許した。

示

合告

交換分合計画の認可

京

◇農委告示

E



埋立の面積 一、三九六坪

昭和四年四月十五日第三鍾郵便物認可

埋立の目的 農地造成

埋立の着手及び竣功期日 **免許の日から十日以内に着手** 

着手の日から向う一箇年以内に竣功

埋立の発許を受けた者 気高郡日置村

鳥取県告示第四百四十六号

昭和二十七年度医藥品販売業者認定試験を次のとおり施

行する。

鳥取県知事

西

尾

愛

治

昭和二十七年九月十六日

試驗科目

学說試驗

試験の種類、

科目、日時及び場所

藥事に関する法規

医藥品の性狀、貯蔵方法及び取扱上の注意事項

昭和二十七年十月十六日 (木) 午前九時から午

実地試驗 場所

鳥取市東町 前十二時まで

**県議会議事堂第二会議室** 

2

試驗科目

医薬品の実物鑑定及び取扱方法

場所}学說試驗合格通知書を発送するとき通知する。日時}学說試驗合格通知書を発送するとき通知する。

手数料三百円を添えて所轄保健所へ提出すること。 志願者は昭和二十七年十月十日までに受験願書に試験

## 農業委員会告示

## 鳥取県農業委員会告示第十一号

員会より申請のあつた農地等の交換分合計画を昭和二十 條の規定により八頭郡大御門村及び西伯郡淀江町農業委 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十八 七年八月八日次のように認可した。 昭和二十七年九月十六日 取 県 農 業 委 員 会

行 Ħ 火、 金

**5**/5

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 ΕIJ

, 行 鳥 刷 鳥 取者 脈 鳥 鳥 ,鳥 鳥取鳥取 市 71 取東 東 縣町 町 取

刷

所

ED

農業委員会八頭郡大御門村 農業委員会名

農業委員会 西伯郡淀 江

町

七月五日田和二十七年

七月十日昭和二十七年 申請年月日

認可年月日

八月八日田和二十七年 八月八日昭和二十七年

縣